

岡 本 町 内 会 館 管 理 規 則

第 1 条 （ 目 的 ）

本規程は、岡本町内会（以下、「本会」という）が所有する町内会館（以下、「会館」という）の維持管理に関して必要な事項を定め、会館の円滑な運営管理を図ることを目的とする

第 2 条 （ 運営の基本方針 ）

会館は、町内会活動および会員等の福祉向上などの諸活動の拠点として運営されるものとする

第 3 条 （ 財産・権利の区分 ）

会館に関する財産と権利を次のとおり区分する

- （1）建物および付帯施設
- （2）什器・備品
- （3）土地の使用権（鎌倉市と本会の土地無償貸付契約）

第 4 条 （ 保険の付保 ）

本会は、前条（ 1 ） および（ 2 ） の財産に対し、当該時価を保険金とする損害保険に加入するものとする

第 5 条 （ 財産台帳 ）

第3条（ 1 ） および（ 2 ） に該当する財産台帳を作成し、変更が生じた都度記入しなければならない

第 6 条 （ 財産・権利の管理 ）

- （1）第3条に定める財産・権利の取得・処分または名義変更等については、本会役員会の承認に基づき行うものとする
- （2）10万円を超える工事および物品購入等の場合は、原則として2社以上の相見積もりを取り比較検討後、本会役員会の承認に基づき決定することとする

第 7 条 （ 会館の運営管理体制 ）

- （1）会館の運営管理のため本会役員のなかから、会館運営管理責任者一名を選任する
- （2）会館の適切な運営管理のため、必要に応じて本会会員の中から、会館運営担当者を選任することができることとする

第 8 条 （ 会館の利用 ）

会館の利用に関する事項は、別途定める「岡本町内会館運営細則」等に基づき運営管理を行うこととする

第 9 条 （ 本規則の改廃 ）

本規則の改廃は本会役員会の承認に基づき行うこととする

（平成30年5月23日改定）